31Jan23-007(1/8 頁)

1. 製品及び会社情報

製品名 (化学品の名称)

推奨用途及び使用上の制限

TCC - 0.7

ディーゼル燃料添加剤

供給者の会社名 輸入発売元 株式会社安斎交易

住所 100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 連絡先番号 電話 03 (6269) 9100 FAX 03 (3201) 9166

緊急連絡先 電話 03 (6269-) 9166

受付日時 月曜日~金曜日 午前9時~午後5時30分

整理番号 9Apr18-007 作成・改訂 2023年1月31日

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性 引火性液体 区分3

健康有害性 吸引性呼吸器有害性 区分 1

皮膚腐食性及び刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2A

特定標的臟器毒性(単回ばく露) 区分 3 (麻酔作用)

生殖毒性 区分2

環境有害性 水生環境有害性(長期間) 区分2

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語

危険有害性情報





危険

引火性液体及び蒸気

飲み込んで気管に入ると非常に危険

重篤な皮膚の刺激

強い眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

呼吸器系の障害のおそれ 眠気又はめまいのおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

安全対策 使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 禁煙。

容器を密閉しておくこと。

涼しい所に置くこと。

容器を接地すること。アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手や顔をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

応急措置
火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で 休息させること。

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱 ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

ばく露又はその懸念がある場合医師の診断手当てを受けること 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

漏出物は回収すること。

保管容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

廃棄内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理

業者に委託すること。

- 2 -

3. 組成、成分情報

化学名又は一般名	濃度又は	化学式	官報公示整理番号		C A S 番
	濃度範囲		化審法	安衛法	号
重質アルキレートナフサ(石	15~40%	特定できな	(9)-1690	既存	64741-65-7
油)		V			
セリウム(3+)=トリス(2	10~30%	C24H45CeO	(2)-615	既存	56797-01-4
-エチルヘキサノアート)		6			
2-エチルヘキサン酸	10~30%	С4Н9СН(С2	(2)-608	既存	149-57-5
		Н5)СООН			

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、

施行令 18条の2第1号、第2号別表第9) 石油ナフサ(政令番号:330) (40%~50%)

2-エチルヘキサン酸(政令番号:69) (10%~20%)

改正労働安全衛生法 石油ナフサ (政令番号:330) (40%~50%)

2-エチルヘキサン酸(政令番号:69) (10%~20%)

化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令

(PRTR法) 第1条別表第1)

2-エチルヘキサン酸(政令番号:51) (10.0%)

企業秘密なので記載できない

国連分類及び国連番号 UN1268

労働安全衛生法 第57条の2 通知対象物

政令番号168号

PRTR法 該当しない

(*化学物質管理促進法) 対象物ではない。

31Jan23-007(4/8 頁)

4. 応急措置

吸引した場合

飲み込んだ場合

気分が悪くなった場合は、空気が新鮮な場所へ移動 する。気分が良くならない時は医師に診察を受ける。 気管に入ると有害。無理に吐かせず、速やかに医師

の手当を受ける。

皮膚に付着した場合 目に入った場合 口の中が汚染されている場合には水で充分に洗う。 水と石鹸で良く洗う。刺激感が有れば治療を受ける。 直ちに水で15分~20分洗眼し、変化がない時は 医師に診せる。

5. 火災時の措置

燃燒生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素

火災・爆発の危険性: 燃料が存在する場合にやや爆発性がある

消火方法 1)火元への燃焼源を断つ。

2) 初期の火災には粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。

3) 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を 遮断することが有効である。注水は火災を拡大 するので行わない。スプレーは容器の冷却に有効。

4) 周囲の設備などに散水して冷却する。

5)消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用して容器の破裂、爆発から身を守る。

6) 火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。容器を火災現場から遠ざける。

消火剤 霧状の強化液、泡、粉末、炭酸ガスが有効である。

6. 漏出・流失時の措置

周囲の着火源を取り除く。

1) 大量の場合

漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして人の立 入りを禁止し、作業の際には必ず保護具を着用する。 漏洩した液体は土砂などでその流れを止め、安全な 場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。 河川、下水道などに排出されないように注意する。

2)少量の場合

吸収材料で吸着したり、ウエス等に吸着させて空容器に回収し、その後をウエス等で拭い取る。

3)海上の場合

オイルフェンスを展開して拡散を防止し、すくい取ったり、吸着マットで等で吸い取る。薬剤を用いる場合は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。その他8項を参照する

る。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

- 1)指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
- 2)炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。
- 3) 常温で取り扱うものとし、その際、水分、夾雑物などの混 入に注意する。
- 4) 静電気対策を行い、作業着、靴なども導電性の物を使用する。
- 5) 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため、換気及び火気などへの注意が必要である。
- 6) 危険物が残存している機械設備などを修理又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
- 7)皮膚に触れたり、目に入る可能性がある時は保護具を着用する。
- 8) ミストが発生する場合、呼吸器具などを使用してミストを 吸入しない。N10SH 認定の呼吸器が望ましい。
- 9) 取扱いの都度、容器は必ず密封する。

保管

- 1) 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
- 2) 熱、スパーク、火炎並びに静電気環境を避ける。
- 3)保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類はアースを取ること。
- 4)ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触、 並びに、同一場所での保管を避ける。
- 5) 指定数量以上の量を保管する場合は、法で定められた基準を守ると共に、危険物貯蔵所の表示をしなくてはならない。

容器の取扱

- 1)空容器に圧力をかけない。密封状態の空容器に圧力をかけると破裂することがある。
- 2) 容器は溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って 残留物が発火することがある。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

屋内作業場では、機械的換気・局所排気装置を設ける。

保護具

1) 呼吸用保護具 有機カートリッジ付のマスクを用いる。

2)保護眼鏡

安全眼鏡を用いる。

3) 手袋

耐薬品性を用いる。

31Jan23-007(6/8 頁)

9. 物理/化学的性質

外観等 : 黄液体

揮発性 : 0.01 mm Hg 以下

比重 $(15^{\circ}C):$ 0.867 粘度 cSt/40°C: 8.1 溶解性(水): 不明

10. 安定性及び反応性

凝固点 : -53℃ 引火点 : 52.22℃

火炎燃焼限界: 上限/10.6% 下限/1.1%

可燃性 : あり 自然発火性 : なし 水との反応性: なし 酸化性 : なし 自己反応性 : なし 安定性 : 安定

反応性: 酸化剤との接触を避ける

11. 有害性情報

(人に付いての症例・疫学的情報を含む)

皮膚腐食性: なし

刺激性(皮膚・目):長期間付着した状態を放置した場合は

刺激を感じる恐れあり

健康に対する影響(急性):目に入った場合は刺激が強く非常に危険。

皮膚に長時間付着した場合は痒みや荒れる 事がある。また時には皮膚が赤らんだり、 球状の湿疹症状が出る事がある。大量に飲 み込んだり吸引すると死亡する事がある。

(慢性):長期間過剰に接触し続けると肝臓、脾臓、

腎臓に影響する事がある。

生殖器系の影響: 生殖能力又は胎児への悪影響のおそれがある。

発癌性の影響 : 不明 催奇性の影響 : 不明

12. 環境影響情報

1)分解性 現在のところ有用な情報なし
 2)蓄積性 現在のところ有用な情報なし
 3)魚毒性 現在のところ有用な情報なし

13. 廃棄上の注意

- 1) 容器内部を水で流して自ら処理するか、又は、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理すること。
- 2) 投棄禁止
- 3) 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、 その燃えがらについては、重金属等の物質が「廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認し なければならない。
- 4) 焼却する場合は、安全な場所で且つ燃焼又は爆発によって、他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人を付けること。
- 5) 大量に燃焼する場合には、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理すること。

14. 輸送上の注意

国際規制:

国連番号: · UN1268 PETROLEUH DISTILLATES

追加の規制: ・現在のところ有用な情報無し

国内規制: ・下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の

規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上輸送 1)消防法の危険物に該当しない。

2) 容器が著しく摩擦、又は動揺を起こさないように運搬

すること。

3)消防法第1類、及び第6類の危険物及び高圧ガスと混載しないこと。

海上輸送及び航空輸送

1) 航空法の危険物に該当する、危険物。

注意事項 4500以上を運送するには、「火気注意」の表示を行う

31Jan23-007(8/8 頁)

15. 適用法令

国内法令 安衛法・・・・・・通知対象物

化審法・・・・・・既存化学物質名簿への収監

消防法・・・・・・危険物には該当しない

第4類第2石油類 危険等級Ⅲ

水質汚濁防止法・・・油分排出規制(許容濃度 5 mg/m³)

海洋汚染防止法・・・油分排出規制(原則禁止)

下水道法・・・・・鉱油類排出規制(許容濃度5mg/m³)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・

産業廃棄物規制 (拡散流出の防止)

PRTR法・・・・第1種指定化学物質(許容濃度1mg/□)

※ 本製品はREACH 規則の定める SVHC38 物質の含有は有りません。

16. その他

(記載内容の問い合わせ先及び引用文献)

製品安全データシート Prolab Technolub Inc.

4531 rue Industrielle Thetford Mines,

QC G6H 2J1 Canada.

TEL:418-338-6131

製品安全データシートの作成指針(日本化学工業協会)

危険物データブック (消防庁警防研究会)

附記

1) 製造元 Prolab Technolub Inc.

4531 rue Industrielle Thetford Mines, QC G6H 2J1

2) 原産地 Canada

製品安全データシートは、製品を安全に取扱うための参考情報として提供されるものです。 取り扱う事業者は、これを参考として自らの責任において個々の取り扱い等の実体に応じ た適切な処置を講じることが必要であることを理解した上で使用するようお願いします。

此処に提示されている内容は PROLABTECHNOLUB 社が知っている限りの正確で信頼できる情報に基づいています。本情報は此処に指定された製品だけのもので、使用目的以外のいかなる使用方法、或いは他の製品や物質との併用に関連しません。また、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。